

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 公 告

○宅地建物取引業者に対する業務の停止処分の効力が停止になった件

## 公 告

### 公告第三十八号

宅地建物取引業者である株式会社東日本地所（免許番号福島県知事（七）第二〇四一五号）に対してした業務の全部の停止の処分（平成二十八年二月五日公告）につき、同宅地建物取引業者から本件処分の執行停止の申立て及び取消請求が提訴され、福島地方裁判所は、平成二十八年二月十日、本件処分の効力を本取消請求事件の第一審判決の言渡しまで停止する旨決定したので、公告する。

平成二十八年二月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（建築指導課）